

社会教育活動補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、本市における家庭教育の充実及び地域の教育力の向上を図るため、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動のうち、家庭教育及び地域・学校交流等に関する社会教育活動を行う団体に対して交付する補助金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

補助金交付の対象となる者は、旭川市内に拠点を置く団体のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 地域・学校交流活動団体
- (2) 家庭教育支援・学習団体
- (3) その他社会教育活動団体

3 補助対象事業

補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、2に規定する団体が行う次に掲げる事業とする。ただし、本市又は旭川市教育委員会から直接的又は間接的に補助金、負担金等を受けるものは除く。

(1) 家庭教育支援事業

保護者又は地域住民に対し、家庭教育に関する学習機会の提供を行うもの

(2) 地域の教育力向上を図る事業

- ア 地域、学校、家庭等が連携して行う活動のうち、年間を通じ同一テーマで継続して実施するもの又は地域住民に対して行う生涯学習関係の講演会、研修会等
- イ 青少年と共に実施する社会奉仕、自然体験等の体験活動
- ウ 青少年又は地域住民に対する教授や指導

4 補助対象経費

補助金交付の対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、報償費（内部講師に係るものを除く。）、消耗印刷費、通信運搬費、手数料及び使用賃借料とする。ただし、事業実施のための事前の調査研究及び研修に要する経費は除く。

5 補助金交付額の算定方法

補助金の額は、別表左欄に掲げる事業区分について、別表中欄の補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれかの少ない額に別表右欄の補助率を乗じて得た額とし、本市の予算の範囲内で決定する。

6 補助金交付期間

- (1) 同一団体に対する同一補助対象事業に係る補助金の交付は、連続して3年を限度とする。
- (2) (1)により、3年連続して補助金の交付を受けた団体は、補助金の交付を受けた最終年度の翌年度から起算して2年を経過した後でなければ、同一補助対象事業に係る補助金の交付を受けることができない。

7 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 社会教育活動補助金交付申請書（様式1）
- (2) 補助事業計画書（様式2-1）
- (3) 収支予算書（様式2-2）
- (4) 団体規約及び名簿に類するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

8 交付の決定

- (1) 市長は、7の規定による補助金の交付申請があったときは、当該内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- (2) 市長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付すものとする。

9 交付決定等の通知

- (1) 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付決定額その他決定の内容を補助金交付決定通知書（様式3）により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

10 申請の取下げ

- (1) 申請者は、9の(1)の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受領した日から10日以内に補助金の交付申請を取り下げることができるものとする。
- (2) (1)の規定による取下げがあったときは、取下げた申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

11 事情変更による交付決定の取消し等

市長は、補助金の交付を決定した後において、補助金の交付を受けた事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「補助事業者」という。）の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別な事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

12 状況報告等

- (1) 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査を行うものとする。
- (2) 市長は、(1)に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

13 補助事業の内容の変更等

- (1) 補助事業者は、補助金の交付決定の後において、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を廃止しようとするときは、遅滞なく社会教育活動補助金補助事業（変更・廃

止)承認申請書(様式4)に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならないものとする。

- (2) 市長は、(1)の規定による変更若しくは廃止の承認を決定したとき、又は承認しないことを決定したときは、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

14 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後速やかに、次に掲げる書類に支出を証する書類の写しその他関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 社会教育活動補助金実績報告書(様式5)
- (2) 補助事業実施書(様式6-1)
- (3) 収支決算書(様式6-2)
- (4) その他市長が必要と認める書類

15 補助金の額の確定

市長は、14の規定による補助金の実績報告があったときは、当該内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を社会教育活動補助金確定通知書(様式7)により補助事業者に通知するものとする。

16 交付決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助事業に関して補助金の交付決定の内容及び条件に従わないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すものとする。
- (2) (1)の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。
- (3) 市長は、(1)の規定による取消しを決定したときは、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

17 交付の時期

補助金は、15の規定により補助金の額を確定した後において、補助事業者からの適正な請求により交付するものとする。

18 補助金の概算払

- (1) 17の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。
- (2) 補助事業者は、(1)の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、社会教育活動補助金概算払申請書(様式8)を市長に提出しなければならないものとする。
- (3) 市長は、概算払を決定したときは、概算払の時期及び概算払の金額を社会教育活動補助金概算払決定通知書(様式9)により補助事業者に通知するものとし、概算払をしないことを決定したときも、その旨を書面により通知するものとする。

19 補助金の返還

- (1) 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその

返還を請求するものとする。

- (2) 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

20 理由の提示

市長は、12の(2)の規定による指示をするとき、又は16の(1)に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

21 関係書類の整備等

補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

22 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

別表（5関係）

事業区分	補助基準額		補助率
(1) 家庭教育支援事業	学習活動日が3日以上5日未満のもの	2万円	10分の10以内
	学習活動日が5日以上のもの	3万円	10分の10以内
	上記以外のもの	6万円	2分の1以内
(2) 地域の教育力向上を図る事業	6万円		2分の1以内